



2024年10月31日

各位

上場会社 フジテック株式会社
代表者 代表取締役 原田 政佳
(コード番号 6406)
問合せ先責任者 取締役専務執行役員財務本部長 佐藤 浩輔
(TEL 072-622-8151)

取締役会決議無効確認請求訴訟の判決（勝訴）に関するお知らせ

当社は、2023年5月26日付「当社に対する訴訟の提起に関するお知らせ」にて開示いたしましたとおり、当社株主である内山高一氏（以下「内山氏」といいます。）より、2023年3月24日開催の当社取締役会における決議及び同月28日開催の当社取締役会における決議がそれぞれ無効であることの確認を求める旨の訴訟（以下「本件訴訟」といいます。）を大津地方裁判所に提起されておりましたが、本日、大津地方裁判所より、内山氏（原告）の取締役会決議無効確認を求める部分の訴えをいずれも却下し、その余の請求を棄却する旨を内容とする判決の言渡しを受けましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 訴訟の原因及び訴訟が提起されるに至った経緯

当社は、2023年3月24日開催の当社取締役会において、①海野薫取締役を当社取締役会の議長に選任する旨の決議、及び②三品和弘取締役、トーステン・ゲスナー取締役及び嶋田亜子取締役を指名・報酬諮問委員会の委員に選任する旨の決議をし、また、同月28日開催の当社取締役会において、内山氏を当社の会長職から解職すると共に、当社と内山氏との間の一切の契約を解除する旨の決議（以下「本件各決議」といいます。）をいたしましたところ、内山氏は、取締役会の招集手続違反、通訳の不存在、特別利害関係を有する取締役が決議に加わったことを理由として、本件各決議の無効確認を求めて本件訴訟を提起したものです。その後、内山氏は、2023年10月24日付で訴えの一部を変更し、当社が内山氏に対して会長職に係る委任契約に基づく報酬として金390万円及びこれに対する遅延損害金を支払う旨の請求を追加しております。

2. 判決の内容

- (1) 本件訴えのうち本件各決議が無効であることの確認を求める部分の訴えをいずれも却下する。
- (2) 原告のその余の請求を棄却する。
- (3) 訴訟費用は原告の負担とする。

3. 本件訴訟の概要

- (1) 裁判所 大津地方裁判所彦根支部から大津地方裁判所（本庁）に移送
- (2) 提訴日 2023年5月10日
- (3) 訴状送達日 2023年7月25日
- (4) 訴訟の内容 本件各決議無効確認請求

委任契約に基づく報酬支払請求
訴訟費用を当社の負担とする旨の請求

4. 本件訴訟を提起した者

- (1) 氏名 内山 高一
(2) 住所 兵庫県西宮市

5. 判決のあった裁判所及び年月日

- (1) 裁判所 大津地方裁判所（本庁）
(2) 年月日 2024年10月31日

6. 今後の見通し

本件訴訟については、裁判所により公正かつ妥当な判断が示されたと考えております。当社といたしましては、今後も、適法かつ適正な取締役会運営に努めて参ります。

なお、本件訴訟の判決による当社業績への影響はありません。

今後、原告の控訴等、改めて開示すべき事項が発生した場合は速やかにお知らせいたしますが、原告への判決書の送達日より2週間以内に控訴がなければ判決が確定いたします。

以上